



# 被災者支援に関する制度概要

令和5年7月

新座市





- 掲載内容及び手続等に関するお問合せにつきましては、各担当課までご連絡ください。  
※災害時は担当課が変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 掲載の情報につきましては、主な支援について掲載しており、発生した災害の規模や種類により、他の支援を受けられる場合もあります。また、状況により、支援内容が異なる可能性がありますので、支援を受けられる場合は、手続等を開始する前に、ご確認いただくことをお勧めします。
- 記載されている内容は作成時点のものです。制度改正などにより、受けられる支援内容が変更となる場合もございます。

## — 目 次 —

0. 支援制度の手続の前に	1
■ 罹災証明書の交付	1
■ 罹災届出証明書の交付	2
1. 生活面の支援	3
<給付等>	
(1) 災害見舞金の支給	3
(2) 災害障がい見舞金の支給	3
(3) 災害弔慰金の支給	4
(4) 日本赤十字社救援物資の提供	5
(5) 日本赤十字社弔慰金の支給	5
(6) 被災者生活再建支援法による支給	5
(7) 埼玉県・市町村被災者安心支援制度による支給	6
<貸付け>	
(8) 災害援護資金の貸付け	8
(9) 生活福祉資金貸付制度による貸付け（緊急小口資金）	9
(10) 生活福祉資金貸付制度による貸付け（福祉費）	10
2. 住まいに関する支援	11
(11) 火災による被災当日の宿泊スペースの提供	11
(12) 新座市被災住宅復旧修繕工事費補助金	11
(13) 埼玉県・市町村被災者安心支援制度による家賃補助	12
(14) 住家の応急修理（災害救助法）	13
(15) 応急仮設住宅の提供（災害救助法）	14
3. 減免・猶予等	15
(16) 所得税・市民税の雑損控除	15
(17) 固定資産税・都市計画税の減免	15
(18) 市税の徴収の猶予	15
(19) 国民健康保険税の減免又は納付期限の延長	16
(20) 国民健康保険制度に関する一部負担金の減免	16
(21) 国民年金保険料免除又は納付猶予	16

(22)	認可保育施設保育料の減免	17
(23)	放課後児童保育室保育料の減免	17
(24)	子育て支援ホームヘルパー派遣費用の減額又は免除	17
(25)	後期高齢者医療制度に関する保険料又は一部負担金の減免	18
(26)	障がい福祉サービス、補装具費及び地域生活支援事業の 利用者負担額の減免措置等	18
(27)	介護保険料の減免又は徴収の猶予	18
(28)	介護保険利用者負担額の減額又は免除	19
4.	その他	20
(29)	災害廃棄物の受入れ	20
(30)	経営安定資金（災害復旧関連）	20
(31)	児童扶養手当における所得制限の除外	20
(32)	ひとり親家庭等医療費支給事業における所得制限の除外	21
(33)	重度心身障害者医療助成制度に関する所得制限の除外	22
(34)	特別児童扶養手当における所得制限の除外	22

## 0. 支援制度の手続の前に

被災した場合、まずはご自身及び大切な人の安全を確認することが最優先ですが、身の安全を確保できたら、次に生活再建への対応が必要となります。

制度の適用を受けるには、書類の提出や、被害の程度の確認・記録等が求められる場合があります。以下の点について、できるだけ早めのご対応をお勧めします。

### ○ 被害の状況を記録する

罹災証明書・罹災届出証明書の交付申請や各種損害保険等への保険金請求などに必要です。水害の場合、どこまで浸水したかが分かる箇所、台風や地震の場合、壊れた箇所等をカメラや携帯電話で撮影しておきましょう。

### ○ 罹災証明書・罹災届出証明書の交付申請を行う

住家が被災されたことを証明する「罹災証明書」を市が交付します。各種被災者支援の申請に必要となる場合があります。※非住家や災害から一定期間経過している場合等については、「罹災届出証明書」を発行します。大規模災害の場合、発行までに1か月以上かかる場合もありますので、早めの手続をお勧めします。

制度の名称	罹災証明書の交付
支援の種類	証明
概要	<ul style="list-style-type: none"><li>●住家の状況を調査し、被災者へ交付する「被害の程度を証明する書面」であり、各種の被災者支援制度の適用を受ける際に必要とされるものです。</li><li>●罹災証明書により証明される被害程度としては、「全壊」、「半壊」等があり、内閣府が作成した基準に基づきそれらの判定が行われます。</li><li>●軽度な被害等については、被災状況がわかる写真を御提供いただくことで現場確認を省略するなど、簡略化した手続で交付できる場合があります。</li><li>●特定の災害による被害であることが、客観的に判断できる必要がありますので、災害から一定期間経過した場合等、罹災証明書の発行ができない場合があります。</li></ul>
活用できる方	自然災害や火災によって市内に所在する「住家」が被災した市民の方など
担当課	危機管理室 ※火災に関する罹災証明書は、新座消防署 (048-478-1311) へお問合せください。

制度の名称	罹災届出証明書の交付
支援の種類	証明
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●非住家建物、外構、設備、動産等の被害を受けたことについて、市に届出があったことを証するものです。</li> <li>●個人で加入している保険等の適用に活用できる場合があります。</li> <li>●落雷による被害については、家電製品等の故障の原因が落雷によるものであるかどうかを、市で判断することができないため、交付できません。</li> <li>●家電製品や機器の被害について、外観で確認できない故障の場合、故障の原因が災害によるものであるかどうかを市で判断することができません。浸水や飛来物等による損傷等、写真や目視で被害を確認できる場合のみ対応します。</li> </ul>
活用できる方	<p>自然災害によって市内に所在する「非住家建物」、「外構」、「設備」、「動産」等が被災した市民の方など</p> <p>または、住家が被災した市民の方のうち、災害から一定期間経過したため、罹災証明書の発行が困難となった方</p>
担当課	危機管理室

## 1. 生活面の支援

<給付等>

番号	(1)	制度の名称	災害見舞金の支給
支援の種類	給付		
概要	<p>●新座市災害見舞金支給条例に基づき、以下の見舞金を支給するものです。ただし、単身世帯が下記の(1)、(2)又は(3)の被災を受けたときは、当該被害に対応して定める額に2分の1を乗じた額となります。また、事由が重複した場合、支給額を調整することがあります。</p> <p>(1) 住家の全焼、全壊又は流出 1世帯 10万円</p> <p>(2) 住家の半焼、半壊 1世帯 5万円</p> <p>(3) 住家の床上浸水 1世帯 3万円</p> <p>(4) 死亡 10万円</p> <p>(5) 重傷 5万円</p> <p>※ 災害救助法が適用された場合、支給しないことや減額することがあります。</p>		
活用できる方	<p>自然災害や火災によって、住家が全焼、全壊、流出、半焼、半壊、床上浸水又は重症を負った方のうち、本市の住民基本台帳に登録がある方</p> <p>災害発生時、死亡した方と同居していた親族又は葬祭を行う方</p>		
担当課	福祉政策課		

番号	(2)	制度の名称	災害障がい見舞金の支給
支援の種類	給付		
概要	<p>●災害弔慰金の支給等に関する法律が適用となった地域において負傷、疾病で精神又は身体に著しい障がいを負った方に対し、新座市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、次のとおり支給するものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生計維持者が重度の障がいを負った場合：250万円を支給</li> <li>・その他の者が重度の障がいを負った場合：125万円を支給</li> </ul>		

活用できる方	<p>災害により以下のような重い障がいを負った方です。</p> <p>(1) 両眼が失明した人</p> <p>(2) 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した人</p> <p>(3) 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要する人</p> <p>(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要する人</p> <p>(5) 両上肢をひじ関節以上で失った人</p> <p>(6) 両上肢の用を全廃した人</p> <p>(7) 両下肢をひざ関節以上で失った人</p> <p>(8) 両下肢の用を全廃した人</p> <p>(9) 精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各項目と同程度以上と認められる人</p>
担当課	福祉政策課

番号	(3)	制度の名称	災害弔慰金の支給
支援の種類	給付		
概要	<p>●災害弔慰金の支給等に関する法律が適用となった地域において死亡された方のご遺族に対し、新座市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、次のとおり支給するものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生計維持者が死亡した場合：500万円を支給</li> <li>・その他の者が死亡した場合：250万円を支給</li> </ul>		
活用できる方	<p>災害弔慰金の支給等に関する法律が適用となった地域において死亡された方のご遺族の方</p> <p>支給の範囲・順位は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1 配偶者、2 子、3 父母、4 孫、5 祖父母</li> <li>・上記のいずれも存在しない場合には兄弟姉妹（死亡した方の死亡当時その方と同居し、又は生計を同じくしていた方に限る。）</li> </ul>		
担当課	福祉政策課		



番号	(4)	制度の名称	日本赤十字社救援物資の提供
支援の種類	現物支給		
概要	●日本赤十字社から、布団セット（掛布団、敷布団、枕、シーツ）や毛布、日用品（衛生用品、タオル等）、衣服、履物等、必要に応じて物資を提供します。		
活用できる方	火災等によって「住家」が被災した市民の方		
担当課	福祉政策課		

番号	(5)	制度の名称	日本赤十字社弔慰金の支給
支援の種類	給付		
概要	●死亡又は行方不明者1名に対して2万円を支給するものです。ただし、対象者が、家族の扶養など一家の生計を維持していた場合、3万円の支給となります。		
活用できる方	自然災害や火災によって死亡した方と災害発生時において、同居していた親族又は葬祭を行う方		
担当課	福祉政策課		

番号	(6)	制度の名称	被災者生活再建支援法による支給
支援の種類	給付		
概要	●本市に被災者生活再建支援法が適用された災害により、居住する住家が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた方に対して支援金を支給します。		
	●支給額は、下記の2つの支援金の合計額になります。 （世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になります。）		
	■住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）		
	全壊、やむを得ず解体、長期避難		100万円
大規模半壊（※）		50万円	
中規模半壊（※）		—	
※ 損害割合が30%以上で中規模半壊、40%以上で大規模半壊、50%以上で全壊となる。			

	■住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）			
		建設・購入	補修	賃借(公営住宅除く)
	全壊、やむを得ず解体、長期避難	200万円	100万円	50万円
	大規模半壊	200万円	100万円	50万円
	中規模半壊	100万円	50万円	25万円
	※ 詳しくは、内閣府の防災情報のページ「被災者生活再建支援法」を参照してください。 <a href="http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/shiensya.html">http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/shiensya.html</a>			
活用できる方	●住宅が自然災害（地震、津波、液状化等の地盤被害等）により (1) 住宅が「全壊」した世帯 (2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯） (5) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）			
担当課	危機管理室			

番号	(7)	制度の名称	埼玉県・市町村被災者安心支援制度による支給
支援の種類	給付		
概要	●本市に被災者生活再建支援法が適用されない局地的な災害により、居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。 ●全壊、やむを得ず解体及び長期避難世帯並びに大規模半壊及び中規模半壊世帯への支援金は、下記の基礎支援金及び加算支援金の合計額になります。 （世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3／4になります。）		

	<p>■ 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1"> <tr> <td>全壊、やむを得ず解体、長期避難</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>中規模半壊</td> <td>—</td> </tr> </table>	全壊、やむを得ず解体、長期避難	100万円	大規模半壊	50万円	中規模半壊	—										
	全壊、やむを得ず解体、長期避難	100万円															
	大規模半壊	50万円															
	中規模半壊	—															
	<p>■ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借(公営住宅除く)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊、やむを得ず 解体、長期避難</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>中規模半壊</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>25万円</td> </tr> </tbody> </table>		建設・購入	補修	賃借(公営住宅除く)	全壊、やむを得ず 解体、長期避難	200万円	100万円	50万円	大規模半壊	200万円	100万円	50万円	中規模半壊	100万円	50万円	25万円
		建設・購入	補修	賃借(公営住宅除く)													
	全壊、やむを得ず 解体、長期避難	200万円	100万円	50万円													
	大規模半壊	200万円	100万円	50万円													
	中規模半壊	100万円	50万円	25万円													
	<p>●中規模半壊に満たない半壊世帯のうち、当該住家を補修又は別途賃借した方に対し、半壊特別給付金を支給します。</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">中規模半壊に満たない半壊</th> <th>補修</th> <th>賃借(公営住宅除く)</th> </tr> <tr> <td>50万円</td> <td>25万円</td> </tr> </table>	中規模半壊に満たない半壊	補修	賃借(公営住宅除く)	50万円	25万円											
中規模半壊に満たない半壊	補修		賃借(公営住宅除く)														
	50万円	25万円															
<p>(世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になります。)</p> <p>※ ただし、本市に災害救助法が適用され、本資料の番号(14)「住家の応急修理(災害救助法)」を活用できる場合、半壊特別給付金は対象外です。</p>																	
<p>●住宅が自然災害(地震、津波、液状化等の地盤被害等)により</p> <p>(1) 住宅が「全壊」した世帯</p> <p>(2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</p> <p>(3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯</p> <p>(4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)</p> <p>(5) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)</p>																	
<p>●中規模半壊に満たない半壊世帯のうち補修又は別途賃借した方</p> <p>※ 本資料の番号(6)「被災者生活再建支援法による支給」が対象となる場合は、本制度は対象となりません。</p>																	
<p>活用できる方</p>																	
<p>担当課</p>	<p>危機管理室</p>																

<貸付け>

番号	(8)	制度の名称	災害援護資金の貸付け
支援の種類	貸付け（融資）		
概要	<p>●災害により負傷又は住居等の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律及び新座市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、生活の再建に必要な資金を貸付けます。貸付限度額等は次のとおりです。</p>		
	貸付 限度額	(1) 世帯主に1か月以上の負傷がある場合	
		ア 当該負傷のみ	150万円
		イ 家財の3分の1以上の損害	250万円
		ウ 住居の半壊	270万円
		エ 住居の全壊	350万円
		(2) 世帯主に1か月以上の負傷がない場合	
		ア 家財の3分の1以上の損害	150万円
		イ 住居の半壊	170万円
		ウ 住居の全壊（エの場合を除く）	250万円
エ 住居の全体の滅失又は流失		350万円	
貸付利率	保証人を立てる場合は無利子、立てない場合は年1.5%（据置期間中は無利子）		
据置期間	3年以内（特別の場合5年）		
償還期間	10年以内（据置期間を含む）		
活用できる方	<p>●本市域が災害弔慰金の支給等に関する法律における適用となることが前提です。</p> <p>●以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象です。</p> <p>(1) 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間がおおむね1か月以上</p> <p>(2) 家財の1/3以上の損害</p> <p>(3) 住居の半壊又は全壊・流出・滅失</p>		

	●所得制限があります。表の額以下の場合が対象です。	
	世帯人員	市民税における前年の総所得金額
	1人	220万円
	2人	430万円
	3人	620万円
	4人	730万円
	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。
※ ただし、住居が滅失した場合は1, 270万円とします。		
担当課	福祉政策課	

番号	(9)	制度の名称	生活福祉資金貸付制度による貸付け (緊急小口資金)
支援の種類	貸付け		
概要	●緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の貸付けです。 火災等被災によって生活費が必要なとき。		
	貸付限度額	10万円	
	貸付利率	無利子	
	据置期間	貸付けの日から2月以内	
	償還期間	据置期間経過後12月以内	
活用できる方	●このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。詳しくは、新座市社会福祉協議会にご相談ください。		
	●災害によって被災し、当面の生活費を必要とする世帯		
	●低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯 ●生活福祉資金の特例措置が採られた場合は、対象世帯や貸付け条件などが変わることがあります。		
担当課	新座市社会福祉協議会		

番号	(10)	制度の名称	生活福祉資金貸付制度による貸付け（福祉費）
支援の種類	貸付け		
概要	●災害を受けたことにより臨時に必要となる経費の貸付けです。		
	貸付限度額	150万円以内	
	貸付利率	連帯保証人を立てる場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%	
	据置期間	貸付けの日から6月以内	
	償還期間	据置期間経過後7年以内	
	※ 生活費は対象外です。なお、被災を受けたことにより、生活費にお困りの場合は緊急小口資金の相談を同時に受けることができます。		
	●このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。詳しくは、新座市社会福祉協議会にご相談ください。		
	●生活福祉資金の特例措置が採られた場合は、貸付条件などが変わることがあります。		
活用できる方	●災害によって被災した低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯 ※ 「災害等弔慰金の支給等に関する法律」に基づく「災害援護資金」本資料の番号(8)が対象となる場合は、利用できません。		
担当課	新座市社会福祉協議会		

## 2. 住まいに関する支援

番号	(11)	制度の名称	火災による被災当日の宿泊スペースの提供
支援の種類	現物支給		
概要	<p>●近隣の集会所等を宿泊スペースとして提供します。</p> <p>※ 原則、被災当日のみです。</p>		
活用できる方	火災による焼失や消火活動による放水によって、自宅での就寝に支障をきたす方のうち、提供を希望される方		
担当課	福祉政策課		

番号	(12)	制度の名称	新座市被災住宅復旧修繕工事費補助金
支援の種類	浸水した住家の復旧工事への補助		
概要	<p>●対象復旧修繕工事</p> <p>浸水被害の復旧を目的とした工事（共同住宅にあっては専用部分に限る）で、消費税を含む総額が50万円以上のものに対し下記の金額を補助します。</p> <p>※ 外構、附属建築物及び住宅設備は対象外です。</p> <p>●補助額</p> <p>対象工事費（消費税を含む）×5%（千円未満切捨て）で、上限10万円までです。</p>		
活用できる方	<p>以下の全ての要件に該当する方です。</p> <p>(1) 自然災害により浸水被害を受けた住宅で、その被害の復旧修繕工事を行う方</p> <p>(2) 市内在住の方で、復旧修繕工事を行おうとする個人住宅を所有し、かつ、その個人住宅に住んでいる方（親族が所有している住宅に住んでいる方も可）</p> <p>(3) 本資料の番号(6)「被災者生活再建支援法による支給」、番号(7)「埼玉県・市町村被災者安心支援制度による支給」、番号(13)「埼玉県・市町村被災者安心支援制度による家賃給付」及び番号(14)「住家の応急修理（災害救助法）」の対象とならない方</p>		
担当課	建築審査課		

番号	(13)	制度の名称	埼玉県・市町村被災者安心支援制度による家賃給付
支援の種類	給付		
概要	<p>●特別な理由により、本資料の番号(15)「応急仮設住宅の提供（災害救助法）」へ入居せず、民間賃貸住宅に入居した全壊世帯に対し、家賃相当額を支給します。</p> <p>※ 本資料の番号(6)「被災者生活再建支援法による支給」における加算支援金のうち「賃借」の給付を受ける方は対象外となります。</p> <p>※ 本資料の番号(7)「埼玉県・市町村被災者安心支援制度による支給」の対象となる場合、いずれか一方のみの支給となります。</p> <p>※ 生活保護のうち住宅扶助を受給している世帯の他、中国残留邦人等に対する支援給付のうち住宅扶助を受給している世帯、生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金を受給している世帯、埼玉県暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員が属する世帯は対象外となります。</p> <p>●給付金の額は、賃借した住宅の賃借料相当額（敷金、礼金、権利金、共益費、管理費等を除く。）とし、月額6万円を上限とします。ただし、5人以上世帯は月額9万円を上限となります。</p> <p>●支給期間は連続して入居する期間とし、最長12か月となります。</p>		
活用できる方	<p>● 特別な理由とは、以下のとおりです。</p> <p>(1) 身体障がい者がおり、近隣の公営住宅等にバリアフリー住宅がないこと。</p> <p>(2) 児童又は生徒がおり、公営住宅等に入居すると通学区域が変更になること。</p> <p>(3) 公営住宅等に入居すると、1週間に1日以上通院しているかかりつけ医療機関から離れ、自動車等の通院手段がなく通院が困難になること</p> <p>(4) 公営住宅等に入居すると、全壊した住家の所在地から離れ、親族の介護、介助が困難になること。</p>		



	<p>(5) 公営住宅等に入居すると、入居の規定により、当該自然災害発生前から飼育しているペットの飼育が困難になること。</p> <p>(6) その他、前各号に準じるやむを得ないと認められる理由</p>
担当課	危機管理室

番号	(14)	制度の名称	住家の応急修理（災害救助法）
支援の種類	現物支給		
概要	<p>●日常生活に必要な最小限度の部分の修理</p> <p>被災した住家の居室、台所、トイレ等、日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理します。</p> <p>修理限度額は1世帯あたり、半壊以上の場合70万6千円（税込）、準半壊の場合34万3千円（税込）になります。</p> <p>※ 応急修理は、原則、本市が業者に委託して実施します。</p> <p>●住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理</p> <p>雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分に対して、速やかに緊急の修理を行います。</p>		
活用できる方	<p>●日常生活に必要な最小限度の部分の修理</p> <p>実際に居住できない方のうち、自ら修理する資力のない方（大規模半壊以上は資力要件なし）</p> <p>※ 本資料の番号(15)「応急仮設住宅の提供（災害救助法）」を活用される方は、本施策は活用できません。</p> <p>※ 同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされます。</p> <p>●住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理</p> <p>居住する住家に準半壊以上の判定を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがあり、応急修理を希望される方</p>		
担当課	危機管理室		

番号	(15)	制度の名称	応急仮設住宅の提供（災害救助法）
支援の種類	現物支給		
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本市に災害救助法が適用されている状況において、居住する住家が著しい被害を受けた方に対し、建設型又は賃貸型の仮設住宅を提供します。</li> <li>●賃貸型の場合、賃貸契約は貸主・県（借主）・被災者（入居者）の3者契約により締結しますが、入居物件は、不動産業者の協力の下、原則入居者様ご自身でお探ししていただくこととなります。</li> <li>●入居期間は原則、2年間までとなります。</li> <li>●光熱水費、駐車場料金、自治会費などは入居者負担となります。</li> </ul>		
活用できる方	<p>居住する住家が全壊、全焼又は流出の判定を受け、かつ、実際に居住できない方のうち、自ら修理する資力のない方</p> <p>※ 本資料の番号(14)「住家の応急修理（災害救助法）」を活用される方は、本施策は活用できません。</p>		
担当課	危機管理室		

### 3. 減免・猶予等

番号	(16)	制度の名称	所得税・市民税の雑損控除
支援の種類	所得控除		
概要	●住宅や家財等生活に通常必要な資産に損害を受けた場合、所得税又は市県民税の雑損控除の申告をすることにより、一定の金額の所得控除を受けることができます。		
活用できる方	詳細は担当課へご相談ください。		
担当課	課税課		

番号	(17)	制度の名称	固定資産税・都市計画税の減免
支援の種類	減免		
概要	●災害等により財産等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方について、申請に基づき、損害の内容、程度に応じて減免します。なお、減免される税額は、申請を受け付けた日以降の未到来の納期限のもので、納付が済んでいないものが対象となります。		
活用できる方	詳細は担当課へご相談ください。		
担当課	課税課		

番号	(18)	制度の名称	市税の徴収の猶予
支援の種類	猶予		
概要	●自然災害や火災等によって、住家が滅失する等、一時的に納税が困難と認められる場合、申請に基づき、市税の徴収を猶予するものです。		
活用できる方	詳細は担当課へご相談ください。		
担当課	納税課		

番号	(19)	制度の名称	国民健康保険税の減免又は納付期限の延長
支援の種類	減免又は延長		
概要	<p>●災害等により財産等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方について、申請に基づき、損害の内容、程度に応じて減免します。なお、減免される税額は、申請を受け付けた日以降の未到来の納期限のもので、納付が済んでいないものが対象となります。</p> <p>●告示により指定された地域に住所を有する方に対し、納付期限を延長します。</p>		
活用できる方	詳細は担当課へご相談ください。		
担当課	国保年金課		

番号	(20)	制度の名称	国民健康保険制度に関する一部負担金の減免
支援の種類	減免		
概要	<p>●災害等により財産等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方について、申請に基づき、損害の内容、程度に応じて減免、又は徴収の猶予をします。</p>		
活用できる方	詳細は担当課へご相談ください。		
担当課	国保年金課		

番号	(21)	制度の名称	国民年金保険料免除・納付猶予
支援の種類	免除又は猶予		
概要	<p>●災害等によって被災し、住宅、家財、その他の財産のうち、被害金額がその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けられた方等は、申請に基づき、国民年金保険料の納付が免除等される場合があります。</p>		
活用できる方	<p>●国民年金法施行規則（昭和35年厚生省令第12号）第77条の7第1号の規定に基づき、被保険者、世帯主、配偶者又は被保険者、世帯主若しくは配偶者の属する世帯の他の世帯員の所有に係る住宅、家財、その他の財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）</p>		

	が、その価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた場合。
担当課	国保年金課

番号	(22)	制度の名称	認可保育施設保育料の減免
支援の種類	減免		
概要	●地震、風水害等により著しい被害を受け、生計の維持が困難と認められる場合、申請に基づき、保育料を減額し、又は免除します。		
活用できる方	詳細は担当課へご相談ください。		
担当課	保育課		

番号	(23)	制度の名称	放課後児童保育室保育料の減免
支援の種類	減免		
概要	●地震、風水害等により著しい被害を受け、生計の維持が困難と認められる場合、申請に基づき、保育料を減額し、又は免除します。		
活用できる方	詳細は担当課へご相談ください。		
担当課	保育課		

番号	(24)	制度の名称	子育て支援ホームヘルパー派遣費用の減額又は免除
支援の種類	減免		
概要	●親族などから家事の援助を受けられない出産直後の母親のいる家庭に対してホームヘルパーを派遣する標記の制度の利用料金について、被災により著しい損害を受けた場合、費用を減額し、又は免除するものです。		
活用できる方	詳細は担当課へご相談ください。		
担当課	こども支援課		

番号	(25)	制度の名称	後期高齢者医療制度に関する保険料又は一部負担金の減免
支援の種類	減免		
概要	<p>●高齢者の医療の確保に関する法律第101条及び埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第18条第1項第5号では、被保険者又は生計維持者が、震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合、申請に基づき、罹災の程度により保険料又は一部負担金を減免するものです。</p>		
活用できる方	詳細は担当課へご相談ください。		
担当課	長寿はつらつ課		

番号	(26)	制度の名称	障がい福祉サービス、補装具費及び地域生活支援事業の利用者負担額の減免措置等
支援の種類	減免		
概要	<p>●災害その他の特別の事情があることにより、障がい福祉サービスに要する費用を負担することが困難な方に対し、障がい福祉サービス、補装具費及び地域生活支援事業の利用者負担額を減免するものです。</p>		
活用できる方	詳細は担当課へご相談ください。		
担当課	障がい者福祉課		

番号	(27)	制度の名称	介護保険料の減免又は納付の猶予
支援の種類	減免又は納付猶予		
概要	<p>●新座市介護保険条例第8条1項及び同条例第9条では、65歳以上の被保険者又は生計維持者が、震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合、申請に基づき、保険料の納付猶予し、又は減免するものです。</p>		
活用できる方	詳細は担当課へご相談ください。		
担当課	介護保険課		

番号	(28)	制度の名称	介護保険利用者負担額の減額又は免除
支援の種類	減免		
概要	<p>●介護保険法第50条及び第60条並びに新座市介護保険規則第34条では、要介護被保険者等が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、居宅サービス等に必要な費用を負担することが困難な場合、申請に基づき、居宅サービス等に必要な費用を減額し、又は免除するもの</p>		
活用できる方	詳細は担当課へご相談ください。		
担当課	介護保険課		

## 4. その他

番号	(29)	制度の名称	災害廃棄物の受入れ
支援の種類	廃棄物処理		
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自然災害や火災によって住家や家財が損壊した方の廃棄物処理に対し、搬送先への持ち込み時の手数料を免除するものです。</li> <li>●大規模災害時の搬送先については、市が指定する「仮置場」とすることがあります。</li> </ul>		
活用できる方	詳細は担当課へご相談ください。		
担当課	環境課		

番号	(30)	制度の名称	経営安定資金（大臣指定等貸付・災害復旧関連・セーフティネット4号要件）
支援の種類	中小企業者への融資（貸付け）		
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●経済産業大臣が指定した特定の地域で災害の影響を受け、売上が減少している中小企業者の方に対し、設備資金及び運転資金を融資するものです。</li> <li>●指定期間に申請する必要があります。</li> </ul>		
活用できる方	詳細は担当課へご相談ください。		
担当課	産業振興課		

番号	(31)	制度の名称	児童扶養手当における所得制限の除外
支援の種類	給付（所得制限の除外）		
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童扶養手当法第12条では、震災、風水害、火災、その他これらに類する災害による被害金額が、その価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた方からの申請に基づき、指定期間において、同法第9条から第11条までの所得制限の規定を適用しないこととするものです。</li> </ul>		
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する同一生計配偶者若しくは扶養親族の</li> </ul>		



	<p>所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)が、その価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた方が対象です。</p> <p>※ 詳細は担当課へご相談ください。</p>
担当課	こども給付課

番号	(32)	制度の名称	ひとり親家庭等医療費支給事業における所得制限の除外
支援の種類	給付(所得制限の除外)		
概要	<p>●新座市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則第13条では、震災、風水害、火災、その他これらに類する災害による被害金額が、その価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた方からの申請に基づき、特定期間において、新座市ひとり親家庭等医療費支給条例第4条の所得制限の規定を適用しないこととするものです。</p>		
活用できる方	<p>●震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する同一生計配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)が、その価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた方が対象です。</p> <p>※ 詳細は担当課へご相談ください。</p>		
担当課	こども給付課		

番号	(33)	制度の名称	重度心身障がい者医療助成制度に関する所得制限の除外
支援の種類	給付（所得制限の除外）		
概要	<p>●新座市重度心身障がい者医療費支給に関する条例第5条第2項では、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、対象者の被害金額がその価格のおおむね2分の1以上の場合、特定期間において、当該対象者が受けた医療に係る医療費の支給について、申請に基づき、同条第1項の所得制限を適用しないものです。</p>		
活用できる方	<p>●所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた方です。</p> <p>※ 詳細は担当課へご相談ください。</p>		
担当課	障がい者福祉課		

番号	(34)	制度の名称	特別児童扶養手当、特別障がい者手当及び障がい児福祉手当における所得制限の除外
支援の種類	給付（所得制限の除外）		
概要	<p>●特別児童扶養手当等の支給に関する法律第9条第1項及び第22条1項（第26条の5において準用する場合を含む。）では、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又は政令で定めるその他の財産につき被害金額がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた場合、申請に基づき、特定期間の手当について、同法第6条から第8条までの所得制限を適用しないものです。</p>		
活用できる方	<p>●自己又は所得税法に規定する同一生計配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は政令で定めるその他の財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を</p>		

	受けた方です。 ※ 詳細は担当課へご相談ください。
担当課	障がい者福祉課